

志賀原子力発電所2号機運転差止訴訟控訴審の 口頭弁論再開 再申立ての不採用について

平成21年2月19日
北陸電力株式会社

当社は、本日(2月19日)、名古屋高等裁判所金沢支部に、志賀原子力発電所2号機運転差止訴訟控訴審の口頭弁論を再開していただけるよう、あらためて申立書を提出しましたが、即日不採用の旨、通知がありましたので、お知らせいたします。

これは、「志賀原子力発電所2号機の耐震安全性に係る中間報告書」が妥当であるとの原子力安全・保安院の評価結果について、昨日(2月18日)、原子力安全委員会が適切であると判断したことを控訴審(昨年10月27日に結審)の証拠書類として採用していただくために、あらためて申立てを行い、不採用とされたものです。

申立てが認められなかったことは誠に残念ですが、当社といたしましては、これまでの主張・立証を通じ、志賀2号機の安全性について裁判所に十分ご理解いただけているものと考えており、勝訴することを確信しております。

以上